

平成 27 年 4 月 10 日

平成 27 年度金融庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、金融庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

金融庁の契約状況は、表 1 のようになっており、平成 25 年度の契約件数は 207 件、契約金額は 5,074 百万円である。また、競争性のある契約は 187 件（90%）、競争性のない契約は 20 件（10%）となっている。

金融庁における重点的に取り組む分野を検討するに当たり、平成 25 年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した上で、改善効果が大きくなると想定される分野を対象とする。

なお、表 2 のとおり、当庁において最も調達金額の大きい金融庁行政情報化経費（情報システム関係予算）については、4. 記載の継続的な取組等を引き続き実施していく。

表 1. 平成 25 年度の調達全体像

（単位：件、百万円、%）

契約方式	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	121	58.5	3,979	78.4
随意契約	86	41.5	1,094	21.6
競争性のある契約方式	66	31.9	926	18.3
企画競争	4	1.9	13	0.3
公募	59	28.5	882	17.4
不落・不調随契	3	1.5	31	0.6
競争性のない随意契約	20	9.6	169	3.3
計	207	100.0	5,074	100.0

※過年度に締結した複数年度契約、少額随意契約は含まない。

表 2. 金融庁における予算の特徴（一般会計の概要）

（単位：百万円、％）

区 分	平成 26 年度 予算額	割合
人件費	16,655	72.3
物件費	6,366	27.7
検査監督等実施経費	628	2.7
金融庁行政情報化経費	3,065	13.3
金融制度等調査・研究等経費	285	1.3
国際会議等出席経費	361	1.6
経済協力費	114	0.5
その他	1,913	8.3
計	23,021	100.0

※その他の内訳は、消耗品費・印刷製本費等の事務的な共通経費が 11 億円、中央合同庁舎第 7 号館の維持管理経費(PFI)が 7 億円である。

3. 重点的に取り組む分野

平成 25 年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した結果から、次のように実施する。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
一者応札の改善	・複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めず、競争入札が形骸化している情報システム調達案件においては、会計法令等を踏まえつつ、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討	・公募へ移行する場合の検討プロセスの策定、及び契約金額の適正性の検証（価格交渉）のためのチェックシート等の策定

4. 継続的な取組

昨年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度も同様に実施する。実施する内容は、次の（1）から（5）のようになっている。

(1) 情報システムに関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
仕様・調達予定価格の適正性審議	<p>・政府調達案件について、「情報システム調達会議（※）」において、外部有識者（CIO補佐官等）を交えて、</p> <p>①情報システムの仕様が用途・目的に照らして適正なものとなっているか、</p> <p>②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適正なものとなっているか</p> <p>等の視点から審議</p> <p>※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議</p>	<p>・情報システム調達会議を開催し、審議を実施</p>
仕様・調達予定価格の適正性審査	<p>・全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO補佐官）による審査を実施</p>	<p>・外部有識者による審査を実施</p>
過去の指摘の活用による妥当性等の検証	<p>・全ての情報システム調達について、各局総務課長等が、過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等の検証を実施</p>	<p>・各局総務課長等による検証を実施</p>
運用・保守	<p>・全ての情報システムの運用・保守業務について、業務の繁閑を踏まえた積算の精査や契約形態の見直しを検討</p>	<p>・積算の精査、契約形態の見直しを検討</p>
国庫債務負担行為の活用	<p>・情報システムの開発、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討</p>	<p>・複数年度契約の実施を検討</p>

(2) 随意契約に関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
少額な契約への対応	・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布	・競争参加機会の拡大 ・当初見積もりから16%（H26年度実績値）以上削減

(3) 一者応札に関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事後審査の実施 （アンケート調査）	・一者応札となった案件については、担当部局等が入札不参加者に対して、その理由を聴取する等の取組を行い、入札仕様書等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証	・担当部局等による検証を実施
公告期間の更なる確保	・政府調達案件について従前より可能な限り公告日を前倒しし、公告期間を確保	・新規入札参加者の準備期間を確保
入札説明会の複数開催	・主要な調達案件について、入札説明会を複数回開催	・説明会出席者もしくは入札参加者の増加

(4) 汎用的な物品・役務に関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
共同調達の維持	・平成26年度に実施した共同調達は表3のようになり、今年度も継続して共同調達を実施	・新規で共同調達に適する案件が生じた際には実施
発注単位の集約	・新規の汎用的な物品・役務の発注案件について、発注単位の集約を検討	・発注単位の集約によるスケールメリットを図る

表 3. 平成 26 年度に実施した共同調達

共同調達案件名	相手先省庁	27 年度
自動車運行管理（深夜バス運行）	財務省、外務省	継続
給与システム（ホスト）の運転	財務省	
プリンター用トナー（キヤノン）	文部科学省	
プリンター用トナー（リコー）	文部科学省、会計検査院	
プリンター用トナー（ゼロックス）	文部科学省、会計検査院	
廃棄物（汚泥）収集運搬	文部科学省、会計検査院	
廃棄物処理	文部科学省、会計検査院	
自動車用ガソリン（上半期）	文部科学省、会計検査院	継続（注 1）
自動車用ガソリン（下半期）	文部科学省、会計検査院	
事務用消耗品	文部科学省、会計検査院	継続
証券総合システムの運用支援	関東財務局ほか	取りやめ（注 2）
小包等の集荷・運送	文部科学省、会計検査院	継続
P P C 用紙	文部科学省、会計検査院	
デリバティブ研修	財務省	
速記録作成	文部科学省	
テープ起こしによる議事録作成	文部科学省	
図書（「政官要覧」等）	文部科学省、会計検査院	

（注 1）通年で調達を実施。

（注 2）平成 27 年 3 月より、「金融庁業務支援統合システム」に統合されることに伴い、取りやめ。

（5）その他の取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
研修の実施	・ 情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施	・ 情報システム担当者等研修を実施
仕様書への反映	・ 企画競争等の際、参加業者から、有用であり、かつ公表可能な提案がされた場合は、次回調達時の仕様書への反映等を検討	—

5. 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

6. 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

7. 推進体制

（1）推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

（参考）行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 総括審議官

副統括責任者 総務企画局総務課長

” 政策課長

メンバー 各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

（2）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては行政事業レビューのための外部有識者の意見を活用するものとする。

（3）内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

8. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。